

厚生労働大臣指定

平成21年10月1日より

新規スタート！

教育訓練給付制度

手続き簡単！

教育訓練給付制度とは……

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、
雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする
雇用保険の給付制度です。

給付対象講座・支給金額

指定番号 310120920013



フォークリフト

指定番号 310120920026



普通二種免許

指定番号 310120920039



大型特殊免許

指定番号 310120920041



中型自動車免許

本人が支払った教育訓練経費(1)の20%(2)に相当する額をハローワークから支給されます。

¥8,106

¥39,648

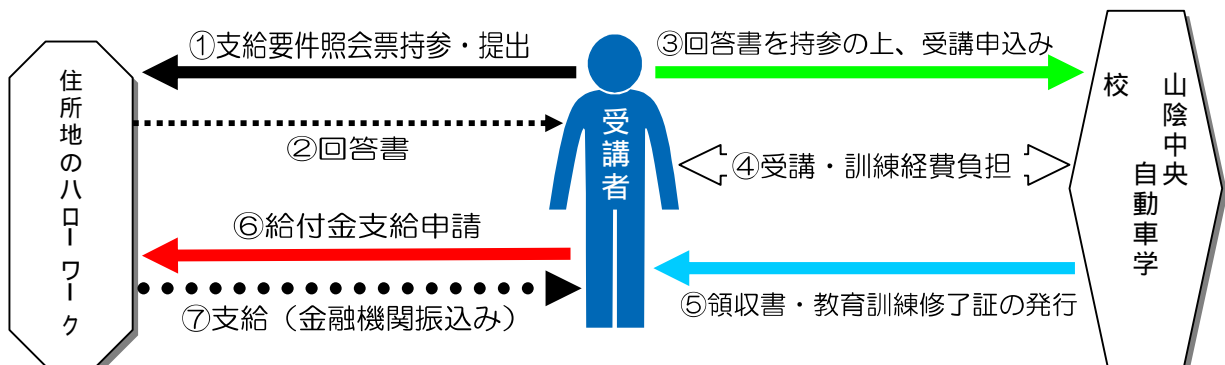
¥17,850

¥32,120

(1) 支払った総額ではありません。

(2) 支給対象者に限ります。

申込から支給までの流れ



注意

制度利用ご希望の方は、まず来校ください。「資格要件照会票」を差し上げます。
直接ハローワークに持参・提出してください。(電話での資格要件の照会は出来ません)

注意

支給対象者は・・・

教育訓練給付金の支給対象者(受給資格者)は、次の または のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練(以下「対象教育訓練」という)を修了した方です。

雇用保険の一般被保険者

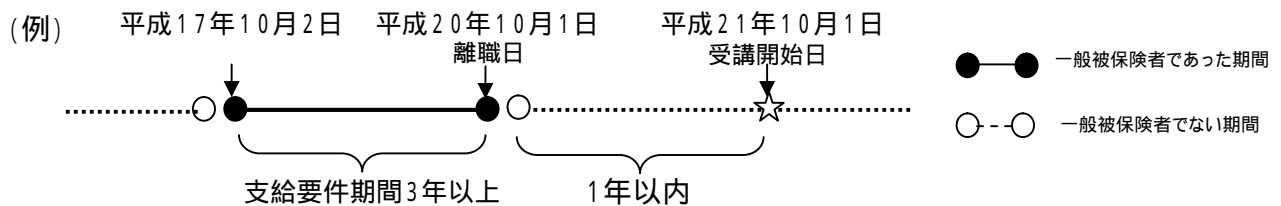
厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日(以下「受講開始日」という)において雇用保険の一般被保険者である方のうち、支給要件期間 が3年以上()ある方。

雇用保険の一般被保険者であった方

受講開始日において一般被保険者でない方のうち、一般被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内(適用対象延長 が行われた場合には最大4年以内)であり、かつ支給要件期間が3年以上()ある方。

(※) 上記①、②とも当分の間、**初めて** 教育訓練給付の支給を受けようとする方については
支給要件期間が1年以上あれば可。

(注) 一般被保険者の方は、65歳の誕生日の前日に一般被保険者でなくなり、高年齢継続被保険者として資格が切り替わることに留意下さい。このため、受講開始日が66歳の誕生日の前日以降にある場合は支給対象になりません(適用対象期間の延長が行われた場合を除く)。



(受講開始日とは・・・)

受講開始日とは、通学制の場合は教育訓練の所定の開講日(必ずしも本人の出席第1日目とは限らないことがあります。)であって、指定教育訓練実施者が証明する日であり、厚生労働大臣指定期間内であることが必要です。

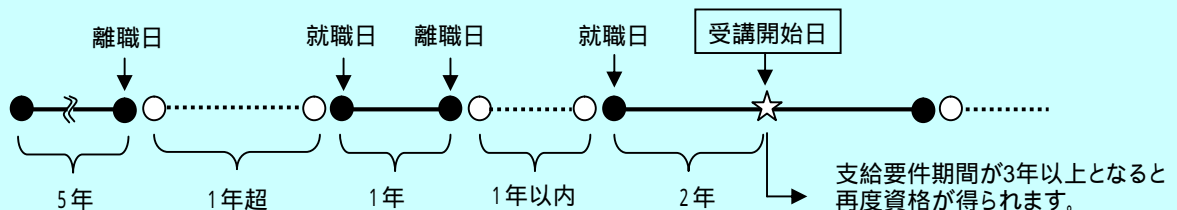
受給資格の可否を決定する重要な日付ですので、十分注意を払い、受講の申込みは余裕を持って行ってください。

(支給要件期間とは・・・)

支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者(一般被保険者又は短期雇用特例被保険者)として雇用された期間をいいます。

また、その被保険者資格を取得する前に、他の事業所等に雇用されるなどで被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その被保険者であった期間も通算します。

(例) 次の場合の支給要件期間は、2年と1年を通算して3年となります。



また、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者であった期間は通算しません。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上とならないと、新たな資格が得られないこととなります。また、このことから、同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行うことは出来ません。